

# 香南市事業者等応援給付金事業実施要綱

令和2年5月28日

告示第85号

改正 令和2年9月14日告示第128号

## (目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、事業収益が悪化し、事業の継続が困難な中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）及び個人事業者等に対して、香南市事業者等応援給付金（以下「給付金」という。）を給付することにより、事業の継続及び雇用の維持を支援することを目的とする。

## (給付対象者)

第2条 給付金の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、事業収入等が50パーセント以上減少した月が存在する場合であって、持続化給付金に申請できない特別な事情があるときは、給付対象者とすることができる。

(1) 別表第1(1)の中小法人等

(2) 別表第1(2)の個人事業者等

(3) 別表第1(3)の主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者等

2 給付金の給付は、同一の給付対象者に対して一度に限るものとする。

## (給付額)

第3条 給付金の給付額は、中小法人等にあつては40万円、個人事業者等にあつては20万円を超えない範囲内で、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入から対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとし、当該給付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとする。ただし、主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者等については、「事業収入」とあるのを「業務委託契約等収入」と読み替えて適用する。

## (給付申請及び申請期間)

第4条 給付対象者は、給付金の給付を受けようとするときは、香南市事業者等応援給付金給付申請書兼請求書（様式第1号又は様式第1-2号。以下「申請書」とい

う。)を市長に提出しなければならない。

2 申請に当たっては、別表第2に掲げる証拠書類等(以下「証拠書類等」という。)を市長に提出しなければならない。

3 給付金の申請の期間は、令和2年6月1日から令和3年1月29日までとする。

(宣誓事項)

第5条 次に掲げる事項の全てを宣誓した者でなければ、給付金を給付しないものとする。

(1) 第2条の要件を満たしていること。

(2) 申請書に記載した情報(以下「基本情報」という。)に虚偽がないこと。

(3) 市が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。

(4) 不正受給(偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45号)各本条に規定するものをいう。)に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報に虚偽の記入を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない給付金を受け、又は受けようとするをいう。ただし、基本情報に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。)等が発覚した場合には、第8条の規定に従い給付金の返還等を行うこと。

(5) 香南市暴力団排除条例(平成22年香南市条例第32号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(6) この告示の規定に従うこと。

(不給付要件)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給付金を給付しない。

(1) 次条第1項の給付を受け取った者

(2) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人

(3) 国、県及び市から指定管理料、交付金等の運営補助を受けている者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う

事業者

(5) 政治団体

(6) 宗教上の組織又は団体

(7) 前各号に掲げる者のほか、給付金の目的に照らして適当でないと市長が判断する者

2 前項各号のいずれかに該当する者に対しては、香南市事業者等応援給付金不給付決定通知書（様式第2号）により当該給付対象者に不給付通知を行うものとする。

（給付金の給付決定及び給付）

第7条 市長は、第4条の規定による申請があったときはこれを審査し、適当と認めるときは、給付金の給付を決定し、申請書に記載された金融機関の口座への振込によって給付するものとする。

（不当利得の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けた者に対しては、給付を行った給付金の返還をさせることができる。

（証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例）

第9条 中小法人等にあつては、給付金の申請日が、その属する事業年度の直前の事業年度の確定申告の申告期限内であり、又は申告期限が延長されており、かつ、当該確定申告を完了していない場合には、第4条第2項の証拠書類等のうち、別表第2の(1)の1に定めるものについて、対象月の属する事業年度の2事業年度前の確定申告書類で代替することができ、第3条の給付額の算定に際しては、2事業年度前の年間事業収入を用いるものとする。ただし、その他相当の事由により提出できないものと市長が認めるときは、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入額を証明できる書類であつて、税理士による押印及び署名がなされたもので代替することができる。

2 中小法人等にあつては、法人名が変更された場合（対象月の属する事業年度に合併により法人名が変更された場合を除く。）には、法人番号に変更がないときは同一の法人とみなし、法人番号に変更があるときは別法人とみなす。

3 個人事業者等（次項に定める者を除く。）にあつては、第4条第2項の証拠書類等のうち、別表第2の(2)の1のア及び同表(2)の2のアに定めるものについて、令和元年分の確定申告の義務がない場合その他相当の事由により提出できない

場合は、令和元年分の住民税の申告書類の写しで代替することができる。ただし、「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」（令和2年4月6日付け国税庁）の規定により、令和元年分の確定申告が完了していない場合、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合又はその他相当の事由により提出できない場合は、平成30年分の確定申告書等の写し又は平成30年分の住民税の申告書類の写しで代替することができ、第3条の給付額の算定に際しては、平成30年の年間事業収入を用いるものとする。

4 主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者等にあつては、第4条第2項の証拠書類等のうち、別表第2の(3)の1に定めるものについて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類で代替することができる。

(1) 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入を給与として得ており、令和元年の所得税の確定申告の義務がなく、かつ、確定申告を行っていないために提出できない場合 税理士の確認を受けた香南市事業者等応援給付金に係る確定申告を要しないこと及び収入金額に関する申立書（様式第3号）

(2) 前号に定める場合を除き、令和元年分の確定申告の義務がない場合その他相当の事由により提出できない場合 令和元年分の住民税の申告書類の写し

(3) 「確定申告期限の柔軟な対応について」（令和2年4月6日国税庁）の規定により、令和元年分の所得税の確定申告が完了していない場合、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合又はその他相当の事由により提出できない場合 平成30年分の確定申告書類の写し又は平成30年分の住民税の申告書類の写し（この場合にあつては、第3条の給付額の算定に際しては、平成30年の年間業務委託契約等収入を用いるものとする。）

5 主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者等にあつては、第4条第2項の証拠書類等のうち、別表第2の(3)の4に定めるものについて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類で代替することができる。

(1) 給付対象者が、健康保険法（平成23年政令第274号）第3条第4項に規定する任意継続被保険者である場合 給付対象者の加入する健康保険組合の健康保険証の写し及び使用されなくなった適用事業所の発行する退職証明書又は雇用保険

被保険者離職証明書（離職票）の写し

(2) 給付対象者が後期高齢者医療被保険者証を保有している場合 後期高齢者医療被保険者証の写し

(3) 給付対象者が、中小企業等協同組合法（平成24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合の組合員であって、雇用保険の被保険者ではない個人事業者等である場合 給付対象者が組合契約を結ぶ企業組合が、当該給付対象者が当該企業組合の組合員として事業に従事する個人事業者等であって、雇用保険の被保険者ではないことを証する書類（当該企業組合若しくは当該企業組合の代表理事の署名又は記名押印があるものに限る。）

6 第3条に規定する給付額について、次の各号のいずれかの場合に該当する中小法人等は、代替措置として、別表第3の(1)に定める証拠書類等を提出することにより、同表(1)の算定式及び基本情報を用いて納付額の算定を行うことができるものとする。ただし、この場合においても、給付額は40万円を超えないものとし、1,000円未満の額は切り捨てるものとする。

(1) 平成31年1月から令和元年12月までの間に設立した法人である場合

(2) 月当たりの事業収入の変動が大きい場合

(3) 事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合

(4) 連結納税を行っている場合

(5) 平成30年又は令和元年に発行された罹災証明書等を有する場合

(6) 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した場合

(7) 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人をいう。）の場合

(8) 令和2年1月から3月までの間に設置した法人である場合（平成31年1月から令和元年12月までの間に法人を設立し、当該期間に事業収入を得ておらず、令和2年1月から3月までの間に事業収入を得ている場合を含む。）

7 第3条に規定する給付額について、次の各号のいずれかの場合に該当する個人事業者等（次項に定める者を除く。）は、代替措置として、別表第3の(2)に定める証拠書類等を提出することで、同表(2)の算定式及び基本情報を用いて給付額の算定を行うことができるものとする。ただし、この場合においても、給付額は20万円を超えないものとし、1,000円未満の額は切り捨てるものとする。

- (1) 平成31年1月から令和元年12月までの間に開業した場合
- (2) 月当たりの事業収入の変動が大きい場合
- (3) 事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合
- (4) 平成30年又は令和元年に発行された罹災証明書等を有する場合
- (5) 令和2年1月から3月までの間に開業した場合（平成31年1月から令和元年12月までの間に開業し、当該期間に事業収入を得ておらず、令和2年1月から3月までの間に事業収入を得ている場合を含む。）

8 第3条に規定する給付額について、次の各号のいずれかに該当し、主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者等は、代替措置として、別表第3の(3)に定める証拠書類等を提出することで、同表(3)の算定式及び基本情報を用いて給付額の算定を行うことができるものとする。ただし、この場合においても給付額は20万円を超えないものとし、1,000円未満の額は切り捨てるものとする。

- (1) 平成31年1月から令和元年12月までの間に開業した場合
- (2) 平成30年又は令和元年に発行された罹災証明書等を有する場合
- (その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和3年5月31日限りその効力を失う。ただし、この告示の規定に基づき支給された給付金については、第5条第3号及び第4号並びに第8条の規定は、同日後もなお効力を有する。